様式第21中「都道府県知事」の次に「、指定都市の長」を、「採石法抜すい」の次に「第33条　採石業者は、岩石の採取を行おうとするときは、当該岩石の採取を行う場所（以下「岩石採取場」という。）ごとに採取計画を定め、当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事（当該所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に属する場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。以下この節並びに第三十三条の十七、第三十四条の六及び第四十二条から第四十二条の二の二までにおいて同じ。）ごとに採取計画を定め、当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事（当該所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域に属する場合にあつては、当該指定都市の長）」を、「採石法抜すい」の次に「第33条　採石業者は、岩石の採取を行おうとするときは、当該岩石の採取を行う場所（以下「岩石採取場」という。）ごとに採取計画を定め、当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事（当該所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に属する場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。以下この節並びに第三十三条の十七、第三十四条の六及び第四十二条から第四十二条の二の二までにおいて同じ。）の認可を受けなければならない。」を加える。

附　則

この省令は平成二十七年四月一日から施行する。

告　示

○中央選挙管理会告示第二十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定に基づき、平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙における選挙長及びその職務代理者を次の表のとおり選任したので、同令第八十一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十二月二日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

選挙区名	職　名	住　所	氏　名
北海道	選挙長	東京都足立区六月二―五―十七　パープルタウン竹の塚三〇七号	神崎　浩昭
	選挙長の職務代理者	東京都練馬区豊玉北四―二〇―一三	稲山　博司
東北	選挙長	東京都足立区六月二―五―十七　パープルタウン竹の塚三〇七号	神崎　浩昭
	選挙長の職務代理者	東京都練馬区豊玉北四―二〇―一三	稲山　博司
北関東	選挙長	東京都足立区六月二―五―十七　パープルタウン竹の塚三〇七号	神崎　浩昭
	選挙長の職務代理者	東京都練馬区豊玉北四―二〇―一三	稲山　博司
南関東	選挙長	神奈川県横浜市西区高島二―七―二―一〇〇九	原　邦明
	選挙長の職務代理者	東京都新宿区大久保三―三―一―一一一	大泉　淳一
東京都	選挙長	神奈川県横浜市西区高島二―七―二―一〇〇九	原　邦明
	選挙長の職務代理者	東京都新宿区大久保三―三―一―一一一	大泉　淳一
北陸信越	選挙長	大阪府豊中市曽根東町一―一〇―三―三〇七	中野　寛成
	選挙長の職務代理者	東京都大田区東雪谷四―一五―四―六〇九	森　源二
東海	選挙長	大阪府豊中市曽根東町一―一〇―三―三〇七	中野　寛成
	選挙長の職務代理者	東京都大田区東雪谷四―一五―四―六〇九	森　源二
近畿	選挙長	福島県河沼郡会津坂下町茶屋町甲三九一一	和田　洋子
	選挙長の職務代理者	東京都八王子市別所一―八二―四	照井　光孝
中国	選挙長	福島県河沼郡会津坂下町茶屋町甲三九一一	和田　洋子
	選挙長の職務代理者	東京都八王子市別所一―八二―四	照井　光孝
四国	選挙長	神奈川県横浜市緑区いぶき野一六―三	橋本　文彦
	選挙長の職務代理者	東京都北区王子六―六―一―五〇六	伊藤　敬
九州	選挙長	神奈川県横浜市緑区いぶき野一六―三	橋本　文彦
	選挙長の職務代理者	東京都北区王子六―六―一―五〇六	伊藤　敬

○中央選挙管理会告示第二十三号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙について、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第十四条第一項の規定に基づく各衆議院名簿届出政党等の政見放送の日時を定めるくじを、次のとおり行う。

平成二十六年十二月二日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

日時　平成二十六年十二月二日　午後九時

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号

中央合同庁舎第二号館地下二階　総務省講堂

○中央選挙管理会告示第二十四号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第五条の規定に基づき、最高裁判所裁判官国民審査の期日及び審査に付される裁判官の氏名を次のとおり告示する。

平成二十六年十二月二日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

一　審査の期日　平成二十六年十二月十四日

一　審査に付される裁判官の氏名

鬼丸（おにまる）かおる

木内（きうち）道祥（みちよし）

池上（いけがみ）政幸（まさゆき）

山本（やまもと）庸幸（つねゆき）

山崎（やまさき）敏充（としみつ）

○中央選挙管理会告示第二十五号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第三十条第二項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第十六条において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により、平成二十六年十二月十四日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査長及びその職務代理者を次のとおり選任したので、最高裁判所裁判官国民審査法施行令第十六条において準用する公職選挙法施行令第八十一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十二月二日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

氏　名	住　所
審査長　神崎　浩昭	東京都足立区六月二―五―十七　パープルタウン竹の塚三〇七号
審査長の職務代理者　稲山　博司	東京都練馬区豊玉北四―二〇―一三